

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、佐賀県が発注する庁舎等の清掃委託契約に係る競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査について、次のとおり公告する。

平成 26 年 1 月 17 日

佐賀県知事 古 川 康

### 1 調達をする特定役務の名称

- (1) 平成 26 年度佐賀県庁新行政棟清掃業務委託
- (2) 平成 26 年度佐賀県庁本館等清掃業務委託

### 2 資格審査の申請受付期間

平成 26 年 1 月 17 日（金）から平成 26 年 2 月 3 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

なお、既に佐賀県が発注する平成 25 年度の庁舎等の清掃業務入札参加資格を取得している者は、その資格は平成 27 年 3 月 31 日まで有効であるため、申請の必要はない。

### 3 申請の方法

#### (1) 申請書の入手方法

入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）からダウンロードできる。

また、佐賀県経営支援本部資産活用課庁舎管理担当（郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 電話番号 0952-25-7017）において随時配布する。

#### (2) 申請に必要な書類

- ア 営業概要書
- イ 誓約書

- ウ 法人にあつては、法人の履歴事項全部証明書
- エ 個人にあつては、契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当しないことを証する書類
- オ 申請書を提出する日（以下「審査基準日」という。）の属する年の前年（法人にあつては、審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度。以下同じ。）の決算に係る貸借対照表及び損益計算書
- カ 納税証明書（審査基準日の属する年の前年の所得に係る事業税の納付すべき額を証する書類及び県税の未納の額がないことを証する書類をいう。）ただし、佐賀県の県税納税証明書（事業税納税証明及び県税の未納額のない証明）のみ、「納税状況確認同意書」を添付することでこれに代えることができる。
- キ 返信用封筒（長形3号封筒（縦23.5センチメートル横12センチメートル程度））に80円切手を貼り、宛名を記入したもの

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載しているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 入札参加者の資格

(1) 入札参加資格審査を受けることができない者

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの

イ 当該契約の履行に関し官公署の許可、認可等を要する場合において、許可等を得ていない者

ウ 入札参加資格を取り消された者で、その取消しの日から2年を経過しないもの

エ 審査基準日現在において、営業を開始した日から2年を経過しない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業を再開した日から2年を経過しないもの

オ 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者、又は次の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## (2) 入札参加資格の審査事項

入札に参加する者に必要な資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

ア 経営の状況

(ア) 営業実績

(イ) 営業年数

(ウ) 営業比率

イ 経営の規模

(ア) 自己資本額

(イ) 従業員数

(ウ) 設備の設置状況

5 資格審査の結果の通知

入札参加資格審査結果通知書により当該申請者に通知する。

6 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、その資格を認定した日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

7 入札参加資格の取消し

入札参加資格者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、その者の入札参加資格を取り消すことがある。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 4 の(1)のオに該当することとなったとき。

(3) 申請書その他知事に提出する書類に虚偽の記載があったとき。

8 その他

この公告による資格審査は、1 の特定役務の競争入札参加希望者についてのみ行うものとする。